

令和7年第1回川本町議会定例会会議録

(第4日目) 令和7年3月13日 午前9時30分開議

議長

おはようございます。
定刻となりましたので、これより、本日の会議を開きます。

々

ただいまの出席議員数は9名であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

々

本日の議事日程は、お配りしているとおりです。

々

日程第1、「一般質問」を行います。
通告順に従い、順次質問を許します。

々

はじめに、飯田議員の一般質問を行います。1番飯田議員。

1番
飯田議員

通告書に基づきまして、川本町消防団について問う。1番飯田夏樹です。
昨年10月に川本町消防団員の殉職には、あまりに急にあまりに衝撃的で、断腸の思いでございます。ご家族様にはお悔やみ申し上げます。消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害など多数の動員を必要とする大規模災害時の救助、救出活動、避難誘導、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしています。平常時においても、住民への防火指導、巡回広報、特別警戒、応急手当指導など、地域に密着した活動を展開し、地域における消防力、防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。自分たちの町を自分たちの手で守るという理念のもとに活動し、地域住民の生命や財産を守るために欠かせない役割を担っています。

遺憾にも、本町では昨年10月発生の建物火災において、団員が殉職される事案が発生しました。これを教訓として、本町消防団に対し、団のあり方、団員の心得と役割をどのように教育・伝達していくのか、また事故の再発を防ぐために、現在不足していると思われる準備や団員が承知しておくべき内容が多々あると思います。町としてその把握ができているか、次の質問に答弁をお願いいたします。

1つ、昨年事故以降、団及び団員の取り組みについて、どのような対策が検討されたか。

2つ目、新入団員への教育はどのように行われているのか。

3つ目、消防団として既存団員への教育及び訓練がどのように行われているのか。

4つ、火災発生時の初動マニュアル、ルールの整備が必要ではないかについて問います。

議 長 それでは、飯田議員の質問、本町の消防団活動について問う、に対する答
弁を求めます。

番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 飯田議員ご質問の、本町の消防団活動について問う、についてお答えしま
す。

最初にご質問の1項目め、昨年の事故以降、団及び団員の取り組みについ
て、どのような対策が検討されたかについてです。

事故の発生を受け、11月1日に、副分団長以上で組織される消防団幹部
会を開催し、事故の状況を検証するため、当時の詳細な様子をまとめて報告
するよう第2分団に指示するとともに、各分団で災害時の出動の際の決まり
ことについて確認が行われました。その後、11月26日に再度招集した幹
部会において、第2分団からの報告書をもとに行った検証を受け、確認した
再発防止のためのルールなどの徹底を指示し、続いて行われた各分団での幹
部会で意思統一が図られたところです。町においても、報告書をもとに検証
した上で、再発防止策を検討し、安全確保を目的とした資機材の状態の再確
認を行い、ヘルメットなど必要な装備の整備に取り組むこととしておりま
す。引き続き、団員一人一人が安全第一、自分の身は自分で守るという基本
を強く認識し、今後の活動につなげられるよう、消防団とともに取り組んで
まいります。

次に、ご質問の2項目め、新入団員への教育はどのように行われているか
についてです。

新入団員は、所属する班ごとに行われる通常訓練において、資機材の操作
方法など、基本的な知識や技術を習得することとなります。また、春と秋の
火災予防運動に合わせて分団で実施する合同訓練では、人数の多い場面での
動きや、その場面ごとでの役割についての指導も行われているところです。
その他、今年度は川本消防署の指導により、郡内3消防団合同で経験年数の
短い団員を対象とした訓練を実施いたしました。

次に、ご質問の3項目め、消防団として、既存団員への教育及び訓練がど
のように行われているか、についてです。

既存団員に対しては、先ほど述べました新入団員と同様に、基本は所属す
る班ごとに実施する通常訓練と、分団での合同訓練が主となりますが、こ
こでは新入団員等を指導することで、既存団員の活動に対しての理解がさら
に深まることとなります。

最後に、ご質問の4項目め、火災発生時の初動マニュアルの整備が必要で
はないかについてです。

冒頭ご説明した、11月1日に開催した消防団幹部会において、火災発生
時の初動ルールが明文化されていないことが確認されましたが、これは長
年の消防団活動の中で、日々の訓練に裏打ちされた行動規範に基づいてのみ活
動してきたという現状を反映しています。

番外瀬上総務財政課長 一方で、例えば第1分団では、自営業者が多いなど、地域の特性に応じて、各分団における班のあり方や範囲の構成が異なることから、それぞれの分団に訓練方法の持ち方などが任されてきたという経過もあります。この度の出来事を契機として、町としましては、消防団幹部会での検討や議員のご指摘も踏まえ、消防庁による教材なども参考にした上で、火災発生時の初動の際の基本ルールをまとめた初動マニュアルの作成に取り組んでまいります。

議 長 飯田議員。

1番 飯田議員 はい、1項目めについてですが、事故以降の対策については、資機材の確認とのことですが、団員への初動や各分団の役割の把握を徹底していただき、消防業務を務めていただきたいと思います。

次に、2、3項目めを一括でちょっと質問させていただきます。

団員の訓練について、個々の事情により参加できないことが多々あると思いますが、現状の訓練の参加・不参加について確認させてください。

議 長 瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 消防団の訓練につきましては、訓練計画というものをまず班長の方から上げていただいて、それが部長・分団長を通しまして、消防主任の方へ届くことになっております。その後、訓練が終わりましたら、島根電子申請サービスというシステムを利用して、消防主任の方へ報告が届くという形で現在行っております。その中で、現在の参加・不参加の状況でございますが、総数のところで報告をさせていただくと、令和5年度、6年の今最中でございますので、令和5年度の訓練の出動実績というものにつきましては、延べで約700名ということになっております。その前の令和4年度の訓練実績については、延べで864名という実績でございます。以上でございます。

議 長 飯田議員。

1番 飯田議員 はい、分かりました。やはり各地域の分団の内容により、訓練の参加ができるできないがあると思います。各班での団員の業務内容を把握し、訓練日を早めに決定するなど、考えていかなければと思っています。訓練に参加しなければ自分の身も守れませんので、火事場での業務内容や機械操作も全く分からず、その場に立ち尽くすという状況が多々あると思いますので、訓練はなるべく出ただけのように、ちょっと調整とかですね、頑張っていたきたいと思います。川本町の消防団規則、第1条から20条まであるんですが、川本町消防団規則っていう形であると思います。団員はですね、こういう内容をやはり確認した方が私はよいのではないかなと思っています。消防団としての心得と役割の共通認識を持っているか、今後の消

1 番
飯田議員 防団としてのあり方を今以上に考えていかなければならないと感じています。新人団員への川本町消防団規則の確認をですね、するようにもしくは把握するように、これは伝えてますでしょうか。

議 長 瀬上総務財政課長。

番外瀬上総
務財政課長 川本町消防団規則というものが定められております。こちらについてはホームページとかでも見ることはできるわけなんですけれども、このものをですね、これまで新入団員さんに限らずですね、消防団の皆さん方に、ここで定められているいろいろな消防団の役割ですとか、サービスについてということをご説明したということは、ちょっと私の方ではしたことはなかったのではないかとこのように思っております。議員ご指摘にありましたように、まず消防団、何をするかとかですね、何に基づいて動くのかというところが明記されているものでありますので、この度、ご指摘をいただきまして改めてですね、ここは見直さなければいけないというふうに感じたところであります。

議 長 飯田議員。

1 番
飯田議員 分かりました。なぜ規則をちょっと確認したかというところでですね、消防団入隊（正：入団）時にですね宣誓書を提出するんですが、その内容はですね、私は忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を尊重し、不公平及び偏見を避け、何人をも恐れず、良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓いますと書いてあります。これを確認をして提出するというのであれば、やはり規則とかですね見た上で、消防に従事すべきではないかなと思った次第でございます。

次に出動に対し、団の中では普通免許を取得していても準免許を、準中型免許がなければ運転できない車両があります。万が一車両を運転できる団員が出動できなかった場合の対応策とかはお考えでしょうか。

議 長 瀬上総務財政課長。

番外瀬上総
務財政課長 現在、消防団で使っている車両についてなんですが、このうち現在の普通免許、3.5トン未満の運転できる普通免許ですが、これで運転できない車両が3台ほどございます。これは第1分団の方の1班、2班、3班に、それぞれ配備されている特別な車両ということでございます。こちらについては、いわゆる準中型免許以上の免許でなければ運転できないということがございまして、実際にですね1班、2班、3班は総勢で23名おられるわけなんですけど、そのうち6名の方は普通免許ということで、この方については、その車両が運転できないという状況が現在あるところでございます。そうい

番外瀬上総務財政課長 ったこともありまして、運転できない団員が出動する時については、当然車が運転できませんので、そこについては運転できる者がですね来るのを待って、一緒に出動するということになるわけなんですけれども、1班、2班、3班につきましては、旧役場前の場所に消防車庫があって、そこに1か所に集まって出ますので、各班がですね臨機応変に集まったところから、各車両に乗って出ていくという状況が実際にございます。そういう中でですね、運転免許を所有してない者も、来た者の中で臨機応変に出動するというところで現在対応しているというところをございます。

なお、こういった運転免許を持っていない者がいるということがありますので、そういった方についてはちょっと消防団とも相談をして、その1、2、3班に所属する方については、そういった準中型免許への取得に対して、何かしらそういう補助制度を作るべきではないかということも、相談しながら考えていきたいというふうに思っております。以上です。

議 長 飯田議員。

1番 飯田議員 分かりました。これちょっと大事なことだと思いますので、ぜひお願いします。

次に、全国の消防団の課題として、以下の内容があります。ちょっと読み上げます。

団員の職業構成は、かつて自営業者など中心を占めていましたが、被雇用者である団員の割合が増加しており、団員数の減少と団員構成の変化が消防団の運営に影響を及ぼしています。適正な規模の活力ある消防団の確保をいかに図っていくかが、各地域、市町村の切実な課題となっています、とあります。

本町の状況もまさにこれに当てはまると思うんですが、団員は40代以上の団員が多く、長年任務を務めている指揮官が多く在籍されていますが、今後の川本町の状況を考えると、団員の平均年齢層が上がり、若者が少なくなっている傾向であります。人口減少のため新人団員が多くなることは厳しいと思いますが、現状の消防団、高齢化について、今後どのように取り組んでいかれますでしょうか。

議 長 瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 消防団員の高齢化ということでございます。現在、消防団の団員ですけども170名の定員に対しまして、152名の消防団の団員がおられます。この平均年齢については、先ほどの議員おっしゃったとおり、川本町におきましても、平均年齢は45歳というところで、40代の方のところになっております。実際の年齢の方なんですけど、60歳以上の方が、さっきの152名中23名ほどおられるとか、最高齢の方については72歳というところで

番外瀬上総務財政課長 構成されております。先ほどおっしゃったようにですね、年齢は年々上がってまいります。今年も出初め式で4名の新入団員さん入っていただきましたけれども、どうしても幹部の方、経験を持ってですねいろいろ判断する役職については、どうしてもしっかりと経験された方がおられますので、こういった方がですねどのように代替していくかというのが課題であるかなと思っております。一方で、その方の力を借りなければ、実際の有事の際にですね、対処できないことも事実がありますので、そこをうまくですね募集をかけながら、スムーズに切り換えていく必要があるのではないかなとは感じております。

議 長 飯田議員。

1番 飯田議員 やはり先ほど申し上げましたけど、新人の団員さんにはやはり教育も本当に必要ではないかと感じさせられると思いますので、やはり上の方がもう体力もなくなってくるので、現場には出てもそんなに動けないと思いますので、やはりもっともっと活力ある人間が入っていただいて、規律正しい消防団活動をしてもらいたいなと思っております。はい、分かりました。2、3項目めについては終わります。

次に4項目め、火災発生時の初動マニュアルの整備についてですが、現在私も消防団に所属しております。新人の頃、初動マニュアルがなく、口頭と訓練にて消防業務について覚えていきました。現在は必要な初動マニュアルのような2枚の紙が車両に置いてあるんですが、やはりこれだけだけでは足りないような感じに思っています。今後は、基本ルールをまとめた初動マニュアルの作成に取り組んでいただくことは、とてもうれしく思っていますが、いつまでに初動マニュアルを作成いただけますでしょうか。

議 長 瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 いつまでに初動マニュアルを作成するかということで、ご質問であったと思います。冒頭の答弁でも申しましたように、その必要性ってのは感じております。先ほどの答弁でも申しましたけれども、消防庁による教材ですとか、いろんなところに教材というのがありましたので、そういったものをですね、我が町のものにですね直しながら、初動マニュアルは作りたいなというふうに思っております。来月ですが、4月の24日にですね、消防幹部会を予定しております。そこにはですね、そういったものを参考にしながら、まず素案の方を示させていただいて、そこから消防団の幹部の皆さんとも相談しながら、我が町のマニュアルの方を作成したいというふうに考えてるところでございます。

議 長 飯田議員。

1 番
飯田議員

分かりました。ぜひ、難しいと思いますが、地域によってマニュアルの通りに動くところも思うんですが、動かない場合もありますので、どう対処すればいいかというのは、もうマニュアルを見なくても分かるようになって欲しいなと思っています。火事はいつでもどこでも起こるか分からないためですね、早めの作成をお願いしたいというのが思っている次第でございます。あと、作成することはとてもよいことなんですが、細かく申し上げますとですね、消防団の出動時における情報伝達方法はですね、迅速で正確な初動体制のため、とても重要と考えているんですが、しっかりとした連絡体制があれば、団員の素早い集合、現場対応がスムーズになると思いますので、情報伝達方法もスマホアプリやグループチャットで一斉送信ですね、細かい出動場所、集合場所、即時共有できるような取り組みをしていただきたいと思っています。

最後にですね、現在、各車両に消火栓及び防火水槽の配置図が常備されていると思いますが、番号、地区名、設置場所等の記載があります。その場所を特定することが分かる団員、分からない団員がいると思います。設置場所のですね「〇〇宅前、〇〇団地」など、建物名や個人宅の名前が記載されていますが、この地域を把握してる団員は本当に少ないと思います。住所記載及び画像をですね貼り付けしてですね、誰が見ても分かるような消火栓台帳、防火水槽台帳を作成してですね、訓練時の時に確認・把握をすることが、とても重要だと思っています。このことについて対応可能でしょうか。

議 長

瀬上総務財政課長。

番外瀬上総
務財政課長

防火水槽や消火栓ですね、その把握については各分団班の方にですね、把握をお願いしてるのが今現状でございます。一方で、第1分団第3班ということで、どの火事、町内のどの火事にも出動していただく、3つの班の中で、第3班は水利確保が主なところになっております。そこにはですね地図に落とし込んだ、そのそれぞれの位置っていうのが一応配備をさせていただいております。一方で議員ご指摘にあったような、各班に住所のみということで、なかなか場所が分からないではないかというところもあろうかと思えます。そういったところですね、通常先ほどの各分団、各班に把握していただけてるのは自分のエリアのところは、通常訓練であったりとか、そういうところで確認をしたり掃除をしたりというのを私どもの班もやっておりますが、そういったことのみならずですね、おっしゃっていただいたような見える化を図って、誰でもどこでもできるっていうのも必要なことだと思いますので、その辺りもですね、幹部の皆さんと相談をすべきかなと思っております。先般そういった、ちょうどその地図の話、自然水利の話も出たわけなんですけど、消防署の方でも確認をしていますということで、そこでのすり合わせをすとか、そういったところを各班で共有しようという話も、幹部会で昨年に行っているところです。そういったところもですね、先ほどのご

番外瀬上総務財政課長 意見も踏まえながら、誰でもいつでも分かるような仕組みをですね、作る必要があると思いますので、相談しながら取り組んでいきたいというふうに思います。

議 長 (分かりました。)手を挙げて。飯田議員。

1番 飯田議員 すいません。分かりました。やはり水というものは確保しないと消火できないので、やはりこれを皆さんが分かって活動をした方が本当にスムーズに活動も進めると。いろんな本当に問題があると思うんですが、ぜひですね私が言ったことではなくて皆さんが多分これは消防団の方にも全部すべて確認してます。第1分団から第3分団まであるんですが、やはり個々によっては違うと思いますので、その対応もしていただければと思っております。あとですね提案なんですが、もうひとつ、班ごとにですね団員の運転資格や、先ほど言われたように、操作・業務・訓練がないとポンプが動かせないとか、いろんな団員さんもおられると思うんですが、そういったですね、車両に私はこれはチェック、要するに操作ポンプ操作ができるとか、無線が使えるとかっていう内容のチェックリストっていうのも必要ではないかと。要するに出動する人が、全部、全員が出動するのではないので、ここで分かってる人間が、もしこれが分からないからこれは誰かがやらないといけないっていう内容のものが把握できれば、スムーズにいくんじゃないかなというふうには私は思っております。具体的にちょっと、そういうのも踏まえてですね検討の方をしていただければと思っております。4つめの質問を終わります。

最後ですね、町長の方にちょっと一言お願いしたいんですが、今後の消防団について、何かこういうふうな形で活動して欲しい、もしくは事故が起こらないような何か助言みたいなものがあれば、一言お願いいたします。

議 長 野坂町長。

番外 野坂町長 ただいま、日頃から消防団としての活動をなさる方においてですね、飯田議員からのですね、具体的なですね、提案をもってのご質問をいただきありがとうございます。もとより、この消防組織法上ですね、この組織運営の最高責任者たる私はですね、本日いただきましたご意見をですね、組織面の権限を委任します消防団長ともしっかりと共有いたしまして、これは先ほど課長が述べましたが、年度明けに年度頭のですね幹部会が例年行われ、今年4月24日のところでありますが、この度の事象をですねいろいろ検証する過程で、私もいろいろな課題への指摘を受けております。ご意見の中でありましたように、そのですね宣誓時のですね消防規則の中身のですね、これの徹底というのは、ある意味そのこの消防団組織のですね、イロハのイのところのですね、ご指摘と重く受けとめております。そのことにですね、すべてですね、いろんな動きがですねつながっていく、そのことですね確認を

番外
野坂町長

徹底をまず、入っていただいた時に徹底をする。そして次につなげていく意味においてもですね、そういった活動をもう一度再度この消防組織法につながる政省令をしっかりとですね確認した上で、それをマニュアルというものでですね、よくいろんな場で議員の皆様からもですね、いろんなものがあるけども、そのことを本当に徹底する意味でのマニュアルというものがどうなってるのだという指摘を受けた時にですね、あとこのような事態が起こらないとそんなことに気がつかないという、そのような執行体制で私どもがいいのかといったようなことをまたこの度も突きつけられたように感じております。ご質問ですね、本当にあのですね具体的なですね、水利、あるいは映像を活かしたですね、今頃ですね技術を活かしての活動する側がどのように連絡体制があれば、初動できるかというですね、本当に具体的な提案をいただきました。しっかりとですね、これを重ねてになります消防団長と共有して次期の消防幹部会ですね、しっかりとですね私の方からもそのことを徹底して、町民の皆様のお安心安全を守る消防活動が徹底できるように、活動の改革に活かしてまいりたいと考えております。

議 長

飯田議員。

1 番
飯田議員

今後ですね、消防団との連携を常に図っていただいて、信頼関係を持ちながら、町として町民の生命、身体、財産を守っていただけるよう、お願いいたします。以上、一般質問終わります。

議 長

以上で、本町の消防団活動について問う、の質問を終了します。

々

これをもちまして、飯田議員の一般質問を終了します。

々

ここで、暫時休憩いたします。

(午前) 10時10分より再開します。

(午前9時59分)